

政令第二百五十八号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「チクングニア熱」の下に「、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）を加え、別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

チクングニア熱

一件につき 一、四〇〇円

を

チクングニア熱

一件につき 一、四〇〇円

に改める。

中東呼吸器症候群

一件につき 四、一五〇円

附則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 安倍 晋三

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十九号

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律の施行期日は、平成二十八年一月一日とする。ただし、同法第十五条第二項及び第三項の規定の施行期日は、平成二十六年七月十七日とする。

総務大臣 新藤 義孝

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 安倍 晋三

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十号

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等で政令で定めるものは、厚生科学審議会とする。

附則

（施行期日）

1 この政令は、がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の規定の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

（厚生科学審議会令の一部改正）

2 厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生科学審議会（以下「審議会」という。）」を「審議会」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（所掌事務）

第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の規定に基づきその権限に属せられた事項を処理する。

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十一号

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令

内閣は、独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十一条並びに附則第二条第一項、第二項及び第四項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員の範囲）

第一条 独立行政法人日本医療研究開発機構法（以下「法」という。）第十一条の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

（研究公務員の範囲）

第二条 法第十一条の政令で定める研究公務員は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時に承継される国の権利及び義務）

第二条 法附則第二条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣の所管に属する物品のうち、それぞれ文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務

二 法第十六条各号に掲げる業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるものの以外のものであつて、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するもの